

ソビエト刑法の基本的特色

I 刑事責任の根拠

ソビエト刑法に含まれている刑事責任の根拠の定義は、重要な原理的意義をもっている。一九五八年の「ソ連邦および構成共和国刑事立法の基礎」第三条、およびすべての構成共和国の刑法典の照応する条文には次のように規定されている。「刑事責任を問われ、および刑罰を科せられる者は、犯罪の実行について責任のある者、すなわち、刑法によって規定された社会的危険行為を故意または過失によって実行した者に限られる。刑罰は、裁判所の判決によってのみ適用される。」

ソビエト刑法の基本的特色

ベ・ア・クリーノフ
直川 誠 蔵 訳

ソビエト刑法のその他の数多くの制度は、この法律規定に基礎を置く。

「基礎」第三条からわかることは、刑事責任は有害な結果をひき起し、もしくは有害な結果の発生する危険をつくり出している、具体的な社会的危険行為（作為・不作為）を実行した場合にのみ生ずる、ということである。いいかえれば、人は危険で有害な思想や気分ゆえに刑事責任を問われることはありえない。たとえ誰かが犯罪を実行する意図を表明したとしても、この意図を実現するためのいかなる具体的な行動にもまだ移っていないとすれば、この者の刑事責任が問われることはありえない。

い。

一九五八年の「基礎」第三条において、犯罪の実行について責任ある市民のみが刑事責任を問われることが全くはつきりと確立されている。もしも市民が自己の行動によって社会的危険行為をひき起したとしても、その際責任条件なくして、すなわち偶然に、行為したのであれば、もしくは責任能力のない状態にあったとすれば、彼は責任を問われることがありえない。

人が刑事責任を問われるためには、実行された行為が直接に刑法によつて犯罪として規定されていることが不可欠である。

いかえれば、人の刑事責任が問われるその社会的危険行為は、刑法の一定の条文において記述され、もしくは、少なくともその名が挙げられていなければならない。刑法規範において立法者がそれを用いてあれこれの社会的危険行為を一定の種類犯罪として規定しもしくは性格づけるところの諸特徴の総体は、ソビエト刑法において犯罪構成要件(состав преступления)という名称をうけとっている。

このようにして、人の社会的危険行為(作為・不作為)の中に犯罪構成要件が存在することが刑事責任を問うに当つての根拠となつている。

ソビエト刑事訴訟においては、人の行為に犯罪構成要件を欠く時公訴は提起されえないし、それでも万一起訴された場合公

訴は取消されなければならないのであり、また事件が公判に付されている場合には、無罪の判決をしなければならない。(「ロシア共和国刑法典第五条」)

刑事責任の根拠の概念を解明しながら、ソビエト刑法は、刑罰は裁判所の判決によつてのみ適用されることをも示している。この命題は、刑事訴訟法においてソ連における裁判の任務と原則を規定するさいに具体化されている。「……何人も裁判所の判決によらずして犯罪の実行につき有罪と認められ、刑罰を科されることはない。」このことからいえることは、裁判所を除く、いかなるソ連の国家権力機関も刑事事件を審理し、人を犯罪の実行につき有罪と認定し、判決を下し、また犯人に対して刑罰措置を科する権限を有しないということである。

II 犯罪の概念

ソビエト刑法学の認めるところによれば、社会現象としての犯罪は私的所有の発生、敵対階級への社会の分裂、国家と法の発生に伴つて出現した。ソビエト刑法学は犯罪の永遠性、犯罪のなるもの概念の不変性といった主張を断乎としてしりぞけるし、また犯罪のなるもの概念はブルジョア社会のどの階級の観点からみても同一であるという主張をも同様にしりぞける。実際、犯罪は歴史的に一時的なカテゴリー、階級的なカテ

ゴリーなのである。

ソビエト国家は、発足の当初から労働者階級と勤労農民の利益にとつて危険な行為（作為・不作為）を犯罪として表明した。ソビエト権力によつて採択された諸法律には、十月社会主義大革命以前に労働者階級と勤労農民の意識においてかたちづくられていた法的見解や法的見地が反映されていた。レーニンを頭とするボリシエヴィキ党はツァーリ専制に対するたたかひにロシアの勤労大衆をたちあがらせながら、労働運動の中に革命理論をもち込み、勤労者に革命的法意識が形成されるのを助けた。十月社会主義大革命の達成後、ソビエト政府の布告の中であれこれの犯罪行為につきその社会的危険性があきらかにされたが、このことは勤労者を反革命とのたたかひに動員する手段の一つとなつたばかりでなく、ロシアのプロレタリアートと全勤労大衆の法意識の形成にもあづかつて力があつた。

ソビエト権力の初期の布告ですでに与えられていた犯罪行為の概念は、階級的な概念であつた。それはプロレタリアートと勤労農民の階級的利害を反映していた。勤労者の国家であるソビエト国家は、十月社会主義大革命の成果に対する打倒された階級の階級闘争を反映する行為を、まず第一に犯罪行為として表明した。

公然奪取（грабёж）、掠奪（хищничество）、投機（спеку-

ソビエト刑法の基本的特色

ляция）等のかたちであらわれたプチブル性むき出しの行為もまた犯罪と認められた。これらの犯罪は社会主義的法秩序を破壊し、若いソビエト国家に対して深刻な危険性を呈示していた。ソビエト国家は勤労者の共産主義教育に大きな努力をついやし、またロシアの勤労大衆に共産党の政策、社会主義革命の目的・任務を説明するとともに、社会的危険行為を犯罪であると表明し、勤労者のうちで、ソビエト権力の法律に服さずして犯罪をおかし、自らの狭いエゴイステックな利益をプロレタリアートと勤労農民の利益に対立させていた市民に対して嚴重な刑罰を設けた。

すでにソビエト権力の初期において、犯罪概念の規定の中にソビエト刑法の進歩的・人道的な性格がはつきりとあらわれていた。このことは、ソビエト権力の法律において確定された犯罪概念が人民の大多数すなわち労働者階級および勤労農民の法的見解を反映していたことにもとづいている。

現在、ソビエト刑事立法において与えられている犯罪概念はソビエト社会のすべての勤労者の社会主義的法意識と完全に合致している。このことは、社会主義社会が友好的諸階級、すなわち労働者階級と農民から成っていることによつて条件づけられている。歴史上はじめてわが国において、敵対階級に分裂しておらず、根本的利益の同一と目的の共通性によつて一つに融

合している新しい社会が発生した。このようにして、ソビエト刑法で与えられている犯罪概念はソビエト全人民の法の見解を反映する。したがって、社会主義社会における犯罪はことばの完全な意味において社会的危険行為なのである。

III 犯罪のメルクマール

(1) 犯罪は社会的危険行為（作為・不作為）である

「ロシア共和国刑法典」第七条は次のように規定している。「犯罪と認められるものは、ソビエトの社会または国家体制、社会主義経済制度、社会主義的所有、市民の人格、政治上、労働上、財産上およびその他の諸権利を侵害する社会的危険行為（作為または不作為）ならびに社会主義的法秩序を侵害するその他の社会的危険行為であつて、刑法によつて規定されているものである。」

この犯罪規定においては、社会的危険性が犯罪概念の基本的メルクマールの一つであることが強調されている。

このメルクマールが指示されていることは原理的に重要である。というのは、なにゆえにソビエト国家が人々のあれこれのおこないを犯罪的であり、刑罰を科しうるものとして表明するのか、という疑問に対して解答を与えているからである。犯罪概念のこのような規定は、刑法学上実質的犯罪規定という名称を

与えられている。犯罪規定のこのような仕方は、ソビエト刑事立法およびソビエト刑法学によつて採用されている。

「ロシア共和国刑法典」第七条で与えられた犯罪規定から、すべての犯罪は社会的危険行為であるということになる。しかしその際念頭に置かなければならないのは、この危険性の程度は個別の犯罪において様々でありうるということである。このことと関連してソビエト刑法は重大さの程度にしたがつて、特別重大犯罪、重大犯罪、大なる社会的危険性を示さない犯罪および軽微な犯罪を区別する。

犯罪行為の重大さを規定するのはどのような事情であらうか。

犯罪の社会的危険性の度合は、まず第一に客体の性格、すなわち、犯人が侵害を加える財物・利益の性格・価値に依存する。

そこで、ソ連邦の国家的独立、領土の不可侵および軍事力といった重要な客体を侵害する特別に重要な国家犯罪（祖国叛逆、スパイ行為、破壊活動、妨害活動、テロ行為等）が特別重大犯罪と認められる。また、重大犯罪に属するものとして人の生命、健康に対する侵害、国家的・公共的財産の窃取およびその他の犯罪がある。殺人、重傷害、「社会主義財産の」窃取の高度の社会的危険性は、同様に、犯人の侵害する客体（人の生命、健康、社会主義的所有）の特別な価値によつて条件づけられてい

る。

犯罪の社会的危険性の度合は、行為（作為・不作為）それ自体の性格にもよる。そこで、国家的または公共的財産に対する故意の破壊または破損（「ロシア共和国刑法典」第九八条第一項）は社会的危険行為と認められる。しかし、これらの行為が放火もしくはその他の一般にひろく危険を及ぼす方法によって実行されると、このような行為は社会的により危険なものと考えられ、それが実行された場合には犯人に一層厳しい刑罰措置が適用される。（「ロシア共和国刑法典」第九八条第二項）故意殺人はソビエト刑法によって危険な犯罪と認められるが（「ロシア共和国刑法典」第一〇三条）、もしもこれが多数の人命にとつて危険な方法で実行されるならば（「ロシア共和国刑法典」第一〇二条ホ号）、このような犯罪は加重事情のもとにおける殺人と認められ、犯人に対してより厳しい刑罰措置——八年ないし一五年の自由剝奪または死刑——が適用される。

犯人の社会的危険性の度合は、また、もたらされた有害な結果の重大性によつても規定される。もしも犯罪の結果として重大な結果がもたらされるならば、法律自体がその犯罪行為を社会的により危険なものと同め、厳しい刑罰措置を科することが稀でない。「ロシア共和国刑法典」第三九条第四号には、犯人に対して刑罰措置を決定する際あらゆる場合に考慮に入れるべ

き責任加重事情として、犯置によつて重大な結果がひき起されたことが規定されている。「ロシア共和国刑法典」第七五条第二項には、国家機密情報がまかされている、もしくは職務上知つた者によるこの情報の漏泄は大なる社会的危険性の度合を示すものであり、もしもこの種の機密漏泄が重大な結果をもたらす場合には、それに応じて一層厳しい刑罰が科せられることが定められている。

犯罪の社会的危険性の度合はまた、自己の行為（作為・不作為）およびもたらされた有害な結果に対する犯人の主観的態度いかんにも依存している。そこで、故意殺人（「ロシア共和国刑法典」第一〇二条、第一〇三条）は、過失殺人（「ロシア共和国刑法典」第一〇六条）よりも一層社会的に危険と認められるし、また同様に、市民の個人財産の故意による破壊または破損（「ロシア共和国刑法典」第一四九条）は、過失によつて行われたこの種の行為（「ロシア共和国刑法典」第一五〇条）との比較で、一層危険な犯罪とみなされている。

行為の社会的危険性の度合は、また、犯罪の実行にあたり主体がそれによつて導かれたところの動機と目的によつても規定される。ソビエトの裁判所は、犯人に対して刑罰措置を決定するに際してあらゆる場合に動機と目的の性格を考慮に入れなければならない。この規則は、ソビエト刑事立法の総則篇に書き

しるされている。すなわち、「ロシア共和国刑法典」第三八条第五号において、被害者の不法行為によってひき起された激しい興奮による犯罪の実行は責任減輕事情と認められているのに反して、利欲またはその他の低劣な衝動からする犯罪の遂行は責任加重事情と認められる。(「ロシア共和国刑法典」第三九条第三号)

犯罪の社会的危険性の度合に影響を及ぼす事情としての動機と目的は、共和国刑法典の総則篇の条文においてのみならず、各則篇の多数の条文においても示されている。たとえば、「ロシア共和国刑法典」第一二五条第一項に、他人の幼児の誘拐またはすり替えは利欲の目的をもってまたはその他の低劣な衝動から行なわれるならば一層重大な犯罪となることが規定されている。

ソビエト刑事立法は、犯人に対して具体的な刑罰措置を決定する際のみならず、種々の犯罪を區別するに際しても動機と目的の性格の解明にきわめて重要な意義を付与している。そこで、国家財産を故意に破壊した者に反ソの目的(すなわち、そのような方法によってソビエト国家を弱体化する目的)があるということは、このような行為を特別に危険な国家犯罪——破壊活動——と認める根拠となるが、反ソの目的が存在しない場合には国家財産の破壊は、「ロシア共和国刑法典」第九八条によ

り、社会主義的所有に対する犯罪として評価されるであろう。行為の社会的危険性の度合は、上述の諸事情と並んで、国内における具体的な社会、政治的、経済的状况、犯罪が実行された地区、州、地方の具体的経済条件によっても規定される。

人に刑事責任を科すに際しては、実行された行為が捜査および裁判所における事件の審理の時点で社会的に危険なものであることを必ず確定しなければならない。ソビエト司法機関の活動の実際において、行為がその実行の時点でソビエト刑事立法により社会的に危険で犯罪的であると認められたが、捜査・公判の時点までに社会的危険性を喪失したというケースにぶつかることがある。

「基礎」第四三条(「ロシア共和国刑法典」第五〇条)には次のように示されている。犯罪をおかした者も、その後の申し分のない行状と誠実な勤務態度により、裁判所における事件審理の時までに、はや社会的に危険であると考えられないときは刑が免除されうる、と。

大なる社会的危険性を示さない犯罪を実行した者も、刑罰を適用することなく矯正および再教育が可能であると認められる時は刑事責任が免除されうる。その場合には、以下の決定のうちの一つを採用することができる。

行政上の責任を問う

事件の資料を同志裁判所の審理に移送する

事件の資料を未成年者事件委員会の審理に移送する

本人を社会組織または勤労者集団の保証委託に移す

刑事責任を免除し、かわりに行政責任を問うことは、法律によつて一年以下の自由剝奪の刑またはその他のより軽い刑が規定されている犯罪についての事件にかんしてのみ認められる。^{原注一}

「基礎」第四三条の指示は重要な実践的意義をもっている。それは、「ロシア共和国刑法典」第七条において与えられた実質的犯罪概念規定を發展させるものであり、ソビエト刑法の人道的性格を反映する。「基礎」第四三条は、裁判所および捜査機関に対して、その必要がなくなった時人の刑事責任を免除することを許している。

「なお」「ロシア共和国刑法典」第七条第二項に含まれる命題は、犯罪の社会的危険性の概念と内容を説明するために重要な意義をもっている。そこには次のように記されている。「形式的には何らかの、刑法によつて規定された行為の標識を含んでいるものの、軽微さのゆえに社会的危険を示さない行為または不作為は犯罪ではない。」

原注一 《Безопасна Бездонно Смерта СССР》 1977, №7 (1873).

(口) 犯罪は刑事的に違法な行為(作為・不作為)である

ソビエト刑法の基本的特色

各犯罪は、社会的危険性をもつと同時に、また違法な行為でもある。犯罪概念のメルクマールとしての刑事上の違法性とは、その行為がソビエト国字によつて禁止され、刑事罰をうける行為——犯罪——として法律に規定されていることを意味する。この命題はソビエト刑事立法に反映されている。「ロシア共和国刑法典」第七条には、犯罪と認められるのは社会的危険行為(作為・不作為)であつて「刑法によつて規定されているもの」であることが示されている。この規定が意味するものは、ソビエト刑事立法には、ソビエト国家によつて犯罪と認められた社会的危険行為の、所与の具体的時期において包括的な一覧表が与えられている、ということである。したがつて、ソビエト刑法に規定されているものを除き、その他のいかなる行為についても人は刑事責任を問われることがなく、また刑罰を科せられることもありえない。ソビエト国家によつて犯罪と認められた具体的な社会的危険行為の一覧表は、連邦構成共和国刑法典各則中の諸条文に含まれている。

したがつて、ソビエトの裁判所と捜査機関は人の刑事責任を問う場合に、一々所与の具体的行為の刑事的可罰性を直接に規定している法律の条文を発見しなければならない。もしもそのような法律が存在しない時には、市民が刑罰に処せられることはありえない。ソビエト刑法のこの命題は基本的に重要であ

り、社会主義的適法性の強化をたすけ、ソビエト国家における人身の不可侵を保障している。

刑事上の違法性というメルクマールは、犯罪とその他の法違反——行政上の、規律上の違反行為等々——とを区別する。そこでたとえば、自動車交通規則の重大な違反であっても、もしも有害な結果をもたらさないならば、社会的に危険であっても犯罪と認められえない。というのは、その違反は自らのうちに刑事責任を含んでいない、すなわち、ソビエト刑法に犯罪として規定されていないからである。

(ハ) 犯罪は有責な行為（作為・不作為）である

ソビエト刑法によって犯罪と認められるのは、有責な、作為または不作為である。たとえある行為の結果としてきわめて重大な有害な影響がもたらされたとしても、客観的帰責——すなわち、人の行為に責任条件を欠くにもかかわらずその者に責任を負わせるというやり方——はソビエト刑法に無縁である。個人的責任の原則、責任条件が存する場合のみ責任を負うとの原則はソビエト刑法のもっとも重要な命題である。

人の行為に責任条件が存する場合にのみ刑事責任を問うこの原則は、現在立法的には「ロシア共和国刑法典」第三条、第八条、第九条に定められている。

刑事責任の根拠を規定する「ロシア共和国刑法典」第三条に

は次のように示されている。「刑事責任を問われ、および刑罰を科せられる者は、犯罪の実行について責任のある者、すなわち刑法によって規定された社会的危険行為を故意または過失によって実行した者に限られる。」

ソビエト刑法は、刑事責任に問われる可能性は責任条件のある場合に限られることを示しながら、同時に責任条件の二つの形態、すなわち、故意と過失とを区別する。「ロシア共和国刑法典」第八条によって、罪を犯した者が自己の作為または不作為の社会的危険性を認識し、その社会的に危険な結果を予見し、なおかつそれを意欲するかまたはその結果の到来を意識的に許容した場合には、犯罪は故意に実行されたものと認められる。

「ロシア共和国刑法典」第九条には次のように示されている。罪を犯した者が、自己の作為または不作為の社会的に危険な結果の到来の可能性を予見しながら、そのような結果を回避しようと軽卒にも考えた場合、またはそのような結果を予見すべきでありまた予見しえたにもかかわらずそのような結果の到来を予見しなかった場合には、犯罪は過失によって実行されたものと認められる。

(二) 犯罪は可罰的行為（作為・不作為）である

市民による犯罪の実行は、ソビエト刑法によりその者の責任を問う法的根拠である。（「ロシア共和国刑法典」第三条）

ソビエト国家で実行された犯罪は、一つ残らず摘発しなければならぬし、また犯人はソビエト法によって責任を問われなければならない。

しかしながら、このことは犯罪をおかした者が例外なくあらゆる場合に刑事責任を問われ、この者に必ず刑罰措置が適用されなければならないということを意味しない。レーニンは次のように示した。「……刑罰の予防的意義は、決してその苛酷さにあるのではなく、それを免れえないことの中にある。重要なのは、犯罪に対して重い刑罰が科されることではなく、ただ一つの犯罪のケースといえども摘発されずにはすまないということである。」(レーニン著作集第四卷三七三ページ〔原書〕)

犯罪に対する責任の形態とその限界は多様でありうる。犯人に対しては刑罰措置が適用されるし、必要な場合には行政上の制裁措置または社会的制裁措置が適用されなければならない。

ある行為が上述の犯罪のすべてのメルクマール——社会的危険性、違法性、責任条件および可罰性——をそなえていても、初犯であつて、軽微な犯罪をおかした者の場合には、社会的制裁措置または行政上の制裁措置が適用されることがある。このような場合についていえば、この者は刑事責任を免除され、刑事罰の措置が適用されないのではあるが、もちろんどのような

責任形態も問われないというのではなく、むしろその他の(「刑罰以外の」)責任形態をとらされることが前提となっている。このようにして、このような条件のもとにおいても犯罪は依然として可罰的行為なのである。

IV 刑罰の目的および種類

(1) 刑罰の目的

ソビエト刑事立法において、全体としての社会主義的裁判の目的のみならず、刑罰適用の目的もまた公然と宣明されている。「ロシア共和国刑法典」第二〇条は次のように刑罰の目的を規定する。「刑罰は、実行された犯罪に対する応報であるばかりでなく、有罪とされた者を誠実な勤労態度、確実な法律の履行、社会主義的共同生活規則の尊重の精神で矯正し、再教育すること、ならびに、有罪とされた者およびその他の者による新たな犯罪の実行を予防することを目的とする。刑罰は、肉体的苦痛を与え、または人間的尊厳を傷つけることを目的としない。」

したがって、法律は刑罰の特徴としての、応報の指摘を含む。犯罪を実行した者の再教育と矯正の手段ならびに新しい犯罪の予防(の手段)は、決定的かつ真剣なものでなければならぬ。ソビエト国家は、現在の所、ソビエト社会で犯罪を実行した者に対して刑罰をふくむ、応報的要素と結びついた制裁措置の適

用を放棄することができない。このような犯罪をおかした者を再教育するための闘争は、レーニンの示したように、「プロパガンダとアジテーションだけで済ませるわけにはいかない。……闘争は強制によってもすすめられなければならない。」刑罰は、一定の応報的要素と結びついた、すなわち犯罪を實行した者の一定の権利剝奪・制限と結びついた国家的強制の一種である。しかしながら、応報の要素はあれこれの程度において常に刑罰に付随しているとはいえず、ソビエト刑法において自己目的ではない。ソビエト刑法において刑罰の目的となつてゐるのは、犯人の矯正および再教育、犯人を誠実な勤労生活に回帰させること、また同様に、周囲の市民に対して教育的に予防的影響を与えることである。この意味において、唯一の例外であるのは死刑であり、その適用はソビエト国家が犯人を再教育する試みを断念することを意味する。

(ロ) 刑罰の種類

「ロシア共和国刑法典」第二一条には、犯罪を實行した者に対して次の刑罰が適用されうることが示されている。

自由剝奪

流刑

放逐

自由剝奪を伴わない矯正労働

一定の職務につき、または一定の業務活動に従事する権利の剝奪

罰金

職務罷免

損害賠償義務の負課

公の非難

財産没収

軍人の称号または特別な称号の剝奪

期間の定められた軍勤務者に対しては、懲戒大隊への送致という形で刑罰もまた適用されうる。

〔刑罰の種類のうち、若干のものについて以下に簡単に説明を加える。〕

① 死刑

ソビエト刑法では、例外的な刑罰措置として、将来それが完全に廃止されるまで、死刑すなわち銃殺の適用が容認されることが示されている。(「ロシア共和国刑法典」第二三条) ソビエト国家は死刑を常に臨時的・例外的措置とみなしてきた。この刑罰措置に対するこのような態度は、それが一度ならず廃止されてきたことの中に特にあらわれている。つまり、一九二〇年一月一七日づけ全露中央執行委員会および人民委員会議の布告

「最高刑罰措置（銃殺）の適用の廃止について」によってこの刑罰は廃止された。

〔また、〕一九四七年五月二六日づけソ連邦最高ソビエト幹部会令「死刑廃止について」によって、平和時における死刑の適用が廃止された。しかしながらこれらの布告、幹部会令について出された立法的アクトによって、第一の場合にも、第二の場合にも死刑の適用が復活している。前者のケースにおいては、国内の反革命分子の側からのソビエトの国家・社会体制原理に対するたえ間のない侵犯、干渉軍の攻撃、なかんづく、反革命ポーター軍との戦闘開始、ヴランゲリ將軍の反革命軍の攻撃によって復活を余儀なくされたものであった。〔後者のケースにおいては〕大祖国戦争終了後ソビエト国家は死刑を廃止したのであったが、国際状況の緊迫、冷戦の開始、ソ連邦に対する帝国主義諜報機関の破壊活動といったものが死刑の復活をよび起したのであった。

現在、死刑の適用がなされているのは、祖国反逆、スパイ行為、テロ行為、破壊活動のような国家犯罪、また同様に、加重事情のもとにおける故意殺人、特に大規模な国家的・公共的財産の窃取、特別加重事情のある強姦およびその他特別に重い犯罪、である。〔ロシア共和国刑典〕第二三条）

裁判所による死刑の適用は、ソビエト国家において例外的性

格をもっている。このことの意味は、この刑の種類が言渡されるのは最も重い犯罪および最も危険な犯罪の実行の場合に限られるということである。また考慮に入れておかなければならないことは、人道主義的思考から出発して、ソビエト国家は、犯行時に一八才未満であった者、犯行時または判決言渡しの時点において懐胎中の婦女に対して死刑を科することを禁じていることである。判決執行時に懐胎中の婦女に対しては死刑を適用しない。

② 自由剝奪

自由剝奪は三ヶ月以上一〇年以下であり、特別に重い犯罪、特別に重大な結果をもたらした犯罪および特別に危険な累犯者に対しては自由剝奪は一五年を超えない期間に定められる。

たとえば、加重的事情のもとで実行された故意殺人に対しては八年以上一五年以下の自由剝奪が定められる。〔ロシア共和国刑典〕第一〇二条）特別に大規模な国家財産または社会財産の窃取に対しても八年以上一五年以下の自由剝奪という刑が法律で定められている。〔ロシア共和国刑典〕第九三条の二）しかしながら、法律の規定によれば、犯罪の実行時までに一八才に達していなかった者には自由剝奪期間が一〇年をこえてはならないとなっている。自由剝奪期間を定めると同時に、

裁判所はどのようなタイプの矯正労働施設においてこの刑に服さなければならぬかを指示する。

ソビエト刑法はこのような施設として以下のものを規定している。住居地方式の矯正労働コロニー（過失による初犯者が五年をこえない刑の言渡しをうける場合）、各種のレジームをもつ矯正労働コロニー（一般的、強化された、厳格な、および特別な、レジームの）、監獄および未成年犯罪者のための矯正労働コロニー。（「ロシア共和国刑法典」第二四条）

③ 流刑

流刑とは、有罪の判決をうけた者をその居住地から追放し、一定の地域に義務的に居住させることである。（「ロシア共和国刑法典」第二五条）

④ 放逐

放逐とは、同じく有罪の判決をうけた者をその居住地から追放し、一定の地域での滞在を禁止することである。（「ロシア共和国刑法典」第二六条）放逐が流刑と異なる点は、刑の言渡しをうけた者が、判決において示された地域のみを除き、自己の住居地を選択しうる点にある。流刑および放逐は、一年以上五年以下の期間でありうる。流刑および放逐は、有罪とされた者

の従前の恒常的居住地における犯罪の連絡関係の維持を防止するために、この者を一定地域から追放することを目的としている。これらの刑罰措置は、有罪とされた者による新しい犯罪の実行を防止することを任務としている。

⑤ 自由剝奪を伴わない矯正労働

有罪を言渡された者が、基本的に自分のそれまでの勤務先で、そして常に従前の居住地で、社会から隔離されることなく、矯正労働に服しおよび教育的働きかけをうける——これはそういう種類の刑罰である。このようなやり方によって、犯罪の実行に到るまでこの有罪者がその一員として共に働いていた勤労者集団は、この人物の再教育を全面的におし進める可能性をもつし、またそのことが義務づけられている。矯正労働に服する場所としては、裁判所の判決により、有罪者の以前の仕事場所ではなくてもよい。このような場合には、矯正労働に服する場所は、矯正労働の適用を管轄する機関によって指定される。矯正労働は一ヶ月以上一年以下に定めることができる。矯正労働の期間を定めると同時に、裁判所はこの者の給与からの控除額を定める。控除額は給与の五パーセントから二〇パーセントまでである。（「ロシア共和国刑法典」第二七条）もしもこの者が矯正労働に服することを甚しく嫌うようであれば、裁判所は残りの矯

正労働期間を同じ期間の自由剝奪に切替えることができる。
〔ロシア共和国刑法典〕第二八条)

ソビエト刑法は、すべての種類の刑罰の決定手続、刑期およびその他の量刑に際しての本質的モメントを綿密に規制している。このような事情は、社会主義的適法性の順守、犯罪との効果的な闘争、刑事責任を問われる者の権利保障のために本質的な意義をもっている。

訳者注　ボリス・アレクサンドロヴィチ・クリーノフ (Ворис Александрович Куринов) 氏は、モスクワ大学刑法講座に所属する教授であり、早稲田大学とモスクワ大学との間に締結されている研究者交換協定により派遣されて、一九七七年四月より七月まで、本学の西原春夫教授のもとで「日本における交通犯罪」の研究に従事された。本稿は一九七七年五月三十一日早稲田大学比較法研究所において行われた同氏の講演を本誌のために再現したものである。標記テーマにつき、深い内容が整理してのべられており、有益である。なお翻訳の至らぬ点については読者の御教示をまちたい。(直川誠蔵)